

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

山形市監査委員 山 川 稔 彦
同 伊 藤 明 彦
同 鈴 木 進

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 市民生活部 市民課、市民相談課
農林部 森林整備課
消防本部 予防課、市民防災センター、警防課
- (2) 監 査 の 期 間 令和8年2月2日から令和8年3月26日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 令和6年度の事務事業の執行状況
- (4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
市民生活部 市民課	指摘する事項はなかった。
市民生活部 市民相談課	指摘する事項はなかった。
農林部 森林整備課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 財産の貸付、使用許可事務において、次のようなものがあった。 (1) 行政財産目的外使用許可申請書及び普通財産借受申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なもの ・ ニュータウン周辺環境保全林整備事業用地（秋葉神社周辺散策路の道路（通路・駐車場）として使用するため） ・ ニュータウン周辺環境保全林整備事業用地（管理道路敷として利用するため） ・ 本砂金（広帯域地震観測施設用地のため） (2) 普通財産の賃貸借料に係る納期限の設定根拠が不明確なもの ・ 本砂金（広帯域地震観測施設用地のため） 2 山形市緑の少年団運営協議会の経理事務において、次のようなものがあった。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現金・電子マネーによる立替払をしているもの (2) 通帳引出日より支出命令書の起票が遅いもの (3) 預金通帳と口座の届出印の管理を同一の職員が行っているもの
消防本部 予防課	指摘する事項はなかった。
消防本部 市民防災センター	指摘する事項はなかった。
消防本部 警防課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 財産の貸付、使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政財産目的外使用許可申請書及び普通財産借受申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 西消防署本署（横断幕設置のため） ・ 元消防団ポンプ庫（町内会等所有の防災器材収納のため） (2) 普通財産貸付契約事務において、規則に規定されている保証人又は保証金等に係る事務が行われていないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 元消防団ポンプ庫（町内会等所有の防災器材収納のため） (3) 行政財産の貸付における貸付料の算定に誤りがあるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部庁舎（飲料水自動販売機の設置のため）

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。